



東みよし町告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により、令和4年2月7日付けで東みよし町条例制定請求書の提出があり、同日受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、条例制定請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を下記のとおり告示する。

令和 4年 2月 7日

東みよし町長 松浦 敬治



条例制定請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨について

1 条例制定請求代表者の住所及び氏名

住 所 徳島県三好郡東みよし町昼間3741-3
氏 名 幡銚 泰治

住 所 徳島県三好郡東みよし町加茂3877
氏 名 長谷川 隆法

2 請求の要旨

別紙「東みよし町庁舎統合増改築建設計画に関する住民投票条例制定請求の要旨」のとおり

東みよし町庁舎統合増改築建設計画に関する住民投票条例制定請求の要旨

平成29年6月議会より、庁舎統合と言うことになり、その後建設費も膨れ上がり総額で15億円にもなろうとしています。

庁舎統合の建設費を合併特例債や過疎債で充当しようとしています。合併特例債の使用期限は令和8年3月まで5年延長されたので、十分な議論と検討を行う時間があります。

庁舎統合の必要論を広報誌及び住民説明会で、現庁舎の課題として住民サービスの低下、行政効率の低下、経費の増大、災害対策上の問題を挙げ、統合の効果として利便性の向上、効率化、経費の抑制、災害対応の迅速化を列挙していますが、これらは、全てソフト面とシステムを改善すれば、解決することであり、これをもって莫大な税金を使い庁舎を増築することは見当違いであると言えます。

本町には、老朽化した施設、耐震化が出来ていない公共施設があり、また高齢化社会に向けて、住民の福祉のための事業も多く有り、町民の経済を豊にするため農林業の振興政策や迫り来る東南海地震と想定外の台風や水害等の災害に関して、危機管理を万全にする必要があり、これらの財源として、特例債や過疎債を使うべきであると思います。

また、国土交通省吉野川河川事務所は、三加茂庁舎付近の浸水は、50センチから最大で3メートルの水害があることを指摘しているのにも関わらず、増築予定の新庁舎に60センチの止水板を設置する事でこの水を防ごうとしています。3メートルの洪水に60センチの止水板でどう防ごうとするのか、理解することができません。

以上の理由により、庁舎統合増改築建設計画は無謀であると言わざるを得ません。そして、町議会と町行政当局は、6500名が署名した請願書をないがしろにし、住民の意思を汲み取ってはいません。

よって、ここに、庁舎統合の是非を問う住民投票を実施し、住民投票の結果をもとに庁舎統合増改築建設計画を判断する事が最も民主的な方法だと考えます。

以上の趣旨をもって「東みよし町庁舎統合増改築建設計画」を問うために、標記の条例を制定することを請求します。